

# 春日井市クリーンセンター持ち込み案内

## ご利用案内

受入時間	
持ち込み可能日	平日(月曜日から金曜日まで)
	家庭系受付時間 午前 8 時 30 分から正午まで 午後 4 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
	事業系受付時間 午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
休み	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)

※受入作業・手続きに時間がかかりますので、各受付終了時間の15分前までにお越しください。

料金	家庭から出るごみ	10kg以上の部分に対して、10kgにつき200円が必要です。 (令和4年4月1日に料金改定がありました。)
	事業所から出るごみ	10kgにつき、200円が必要です。

特定廃棄物は所定の処理手数料が必要です。

## 家庭から出るごみ(春日井市から発生したごみに限ります)

- ご家庭から出されるごみについては、市で収集を行っています。お住まいのごみステーションで収集できないごみ(特定廃棄物、粗大ごみ及び引越しなどに伴う多量のごみ等)は、分別してクリーンセンターに持ち込むことができます。収集できるごみは、お住まいのごみステーションに出してください。

詳しくは資源・ごみの出し方便利帳でご確認をお願いします。

## 持ち込めるもの(それぞれ分別してください)

燃やせるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、木の枝、革製品、靴、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、プラスチック製品(30cm以下)など	詳しくは資源・ごみの出し方便利帳をご覧ください。
燃やせないごみ	プラスチック製品(30cm超80cm未満)、ガラス、陶器類など	
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器(5,000円) スプリングマットレス(2,000円) 自家用自動車タイヤホイール付き(1,000円) 自家用自動車バッテリー、自家用自動車タイヤホイールなし、自家用自動車ホイール(500円)	
粗大ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ又は資源のうち1辺が80cm以上のもの(机、椅子、タンス、自転車など)	
発火性危険物	充電式バッテリー、スプレー缶・ガスボンベ(中を空にして穴を開けてください)。使い切れない、穴が開けられない場合は、他のごみと分けて持ち込むか、最寄りの公共施設へ持ち込んでください。 <b>スプレー缶や使用済みライター等発火性危険物は、他のごみと分けて持ち込みをお願いします。</b>	

家電リサイクル 法対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	取り扱いのある販売店に引き取りをお願いしてください。この他に、郵便局でリサイクル料金を支払ったものであればクリーンセンター、又は指定引取所への持ち込みが可能です。 (クリーンセンターへの持ち込みの場合、リサイクル料金の他、2,000円の手数料が必要です。)
砂、土、石など	家庭菜園で使い、処分に困った砂・土。	土のう袋に入れて持ち込んでください。
資源	びん、缶、ペットボトル、古紙古布類など、プラスチック製容器包装、金属類(小型家電を含む80cm未満のもの)	料金はかかりません。ただし、分別がされていませんと、通常のごみとして料金が発生します。スプレー缶・ガスボンベは中を空にして穴を開けてください。使い切れない、穴が開けられない場合は、最寄りの公共施設へ持ち込んでください。スプレー缶や使用済みライター等発火性危険物は、他のごみと分けて持ち込みしてください。

### 持ち込めないもの

他市町村のごみ	春日井市以外から発生したごみ	ごみが発生した他市町村へ確認してください。
事業系ごみ	産業廃棄物など (詳しくは業者の皆様へをご覧ください。)	事業者の責任において適正に処理してください。
適正処理 困難物	オイル、塗料、LPガスボンベ、耐火金庫、消火器、農薬、農機具など	販売店、専門業者、引取業者へ依頼してください。
パソコン	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ	パソコンは市で収集できません。 パソコンメーカーか、リネットジャパンリサイクル(株) (電話:0570-085-800)へ直接引取りを依頼してください。 メーカー不明のパソコンは、「パソコン 3R 推進協会 (電話:03-5282-7685)」へ電話してください。
自動車・二輪車	自動車・二輪車(原付バイク・自動二輪)	「販売店」、「解体業者」、「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」へ持ち込んでください。 「自動車リサイクル促進センター(03-5733-8300)」 「二輪車リサイクルコールセンター(050-3000-0727)」

スマートフォン 携帯電話	スマートフォン、携帯電話、PHS 端末	「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のマークのある専売店ショップへ持ち込んでください。
建築廃材	瓦、柱、梁、建具、天井、壁、トタン、床、基礎等、システムキッチン、浴槽、便器、浄化槽、車庫、倉庫、塀、庭石、庭木など	専門業者等が施工したものは、施工業者、販売店、専門業者、引取業者へ依頼してください。
所定サイズを超えるもの	木材・剪定木等のうち直径 20cm 又は長さ 2.0m を超えるもの	半分に割ったり切断するなどして、直径 20cm 以下かつ長さ 2.0m 以下にしていれば、持ち込み可能です。

その他、市で処理することが困難や危険であるもの。

## 事業所から出るごみ(春日井市から発生したごみに限ります)

### 持ち込めるもの

紙くず	包装紙、事務用紙などで、リサイクルできないもの	詳しくは事業者の皆様へをご覧ください。
木くず	剪定枝など	
繊維くず	廃ウエス(布)など	
その他	厨房残さ(調理くず)など	

### 持ち込めないもの

他市町村のごみ	春日井市以外から発生したごみ	ごみが発生した市町村へ持ち込んでください。
産業廃棄物	事業活動に伴って出る産業廃棄物など (詳細は別添産業廃棄物をご覧ください。)	事業者の責任において適正に処理してください。
家電リサイクル法定品目	エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機	製品を買った販売店に引き取りをお願いしてください。
パソコン	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ	パソコンメーカーへ直接引取りを依頼してください。 メーカー不明のパソコンは、「パソコン 3R 推進協会 (03-5282-7685)」へ電話してください。
資源	びん、缶、ペットボトル、古紙古布類など	再生資源業者に確認してください。
砂、土、石など	事業活動に伴って出たものは処理できません。	土木関係業者に確認してください。

## 火災・り災廃棄物の持ち込みについて

- 春日井市内にお住まいの方で一般住宅等が火災・り災に遭われた場合には、火災・り災により生じた廃棄物を春日井市クリーンセンターへ搬入することができます。  
ただし、搬入には条件があり、搬入できる物と、搬入できない物とがありますので、希望される場合は、後片づけをする前に、ごみ減量推進課(TEL 0568-85-6222)へご相談ください。事前連絡がないと搬入できない場合があります。  
なお、火災・り災による廃棄物は、事前に減免申請を行うと処理手数料が減免されます。

## ごみ持ち込み時の注意事項

- 係員の指示にしたがってください。
- ごみは、必ず分別してください。
- ごみは、ご自身もしくは家族の方が持ち込んでください。家族以外の代理持ち込みはできません。
- 持ち込みをされた時に、運転免許証等で春日井市から出たごみであることを確認させていただきます。  
確認できない場合は、受け取ることができません。
- ごみの中身、内容が確認できるようにしてください。
- ごみは、ご自身で指定場所に下してください。
- 受け入れできないものもありますので、事前に電話でご確認ください。受け入れできないごみは、持ち帰っていただきます。
- 引越しなどの一時多量ごみも、自分で直接お持ち込みください。なお、運送会社等に運搬を依頼する場合は、本人が同乗又は同行の上、持ち込みいただくようお願いします。
- 大型車等の大きな車での搬入はできません。(2t車まで)

## クリーンセンターへのごみの持ち込み方法

### 1.ごみを分別してください。

- ・春日井市の分別方法に従ってください。
- ・分別して袋等に入れていただくと荷おろしをスムーズに行えます。
- ・袋を使用する場合は、中身の見える袋を使用してください。
- ・他市のごみ袋は受け付けません。
- ・ごみは種類別に分けてください。
- ・資源(雑誌・雑がみ・新聞・段ボール・牛乳パック)は紙ひもでしばってください。

### 2.事前にクリーンセンターに電話してからお越しください。

- ・受け入れできないものの確認のため、事前に電話連絡をお願いします。予約ではありません。  
春日井市クリーンセンター TEL 0568-88-0247
- ・年度末、お盆、年末・年始は大変混み合いますので、お待ちいただく場合があります。
- ・ごみの下ろし作業等がありますので、受付終了時間の15分程度前までにお越しください。
- ・持ち込み車両は乗用車又は、2トン車まででお願いします。

### 3.クリーンセンター受付で計量してください。

- ・春日井市在住であることが分かるもの(運転免許証、国民健康保険証、公共料金の領収書、市からの通知文書等)の提示をお願いする事があります。
- ・持ち込み時にごみを確認させていただきます。
- ・係員が案内しますので指示に従ってください。

### 4.係員の指示に従ってごみを下ろしてください。

- ・ごみの荷下ろしは、搬入者ご自身で行っていただきます。
- ・ごみの種類ごとに下ろす場所が異なります。
- ・工場内は多数の車両が出入りし危険ですので、お子様は車から降りないようにお願いします。
- ・不適切なごみであると判断した場合は、持ち帰りいただく場合があります。
- ・ごみの荷下ろし後、再度、受付へお越しください。

### 5.受付で再度計量してください。

- ・先に量った重量との差により処理手数料を算出します。

### 6.料金を支払います。

- ・係員の指示により車を駐車場に止めて、処理手数料を支払います。
- ・係員の指示に従ってお帰りください。